

令和6年4月から

相続登記が義務化

されました!!

次の世代への相続（遺言等）のことや相続した土地・建物の登記のことを専門家に相談してみませんか?!

法務局・公証人・司法書士・土地家屋調査士による

相続・登記 無料合同相談所

開設します。

山の名義が、5年前に亡くなった母の名義になっているけれど…登記するべき???



遺言書を残したいけれど…



父が建てた家の登記をしていないけれど…どうしたらいい???



会場	鳥取地方法務局	鳥取地方法務局 米子支局
相談員	鳥取市東町2丁目302	米子市旗ヶ崎2丁目10-12
公証人	毎月第3金曜	毎月第2水曜
司法書士	毎月第1水曜	毎月第1月曜
土地家屋調査士	毎月第1火曜	

◎お願い◎

- ◆ 相談時間は、すべて午後1時～4時
※1回30分以内
※祝日・12/29～1/3は除く
- ◆ 予約は相談日の3日前まで

事前予約制

ご予約は、お電話でお受けします。

鳥取地方法務局登記部門

電話 (0857) 22-2293

受付時間 午前9:00～午後5:00（土日祝・12/29～1/3は除く。）

主催 鳥取地方法務局・鳥取公証人会・鳥取県司法書士会・鳥取県土地家屋調査士会

ご予約
お問合せ

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

